

問 合 せ 先	(減免について) 中区保険年金課 (504-2555) 東区保険年金課 (568-7711) 南区保険年金課 (250-8941) 西区保険年金課 (532-0933) 安佐南区保険年金課 (831-4929) 安佐北区保険年金課 (819-3909) 安芸区保険年金課 (821-4910) 佐伯区保険年金課 (943-9712)
	(徴収猶予について) 財政局収納対策部徴収第三課 (TEL:504-0323・FAX:249-3901)

国 民 健 康 保 険 料 の 減 免 等

1 減免

(1) 支援策の内容

国民健康保険料を減免します。

(2) 対象者（要件等）

災害により、世帯主及びその世帯に属する被保険者が所有する、自己の居住に供する家屋、家財又は主たる事業所等を滅失し、又は著しい損害を受けた世帯。

(3) 手続きの方法

世帯主が、区保険年金課に以下のものを持参して申請してください。

なお、代理人（世帯員を含む。）による申請も可能です。代理人は世帯員である場合を除き、原則、世帯主が作成した委任状が必要ですが、委任状を提出することができない場合は、その旨を申し立てていただき、運転免許証等により代理人の本人確認を行います。

① 被保険者証（再発行が可能です。）

② 委任状（世帯員以外の代理人の場合。委任状がない場合はその旨を申し立てていただきます。）

③ り災証明書

※ その他必要に応じて別途書類の提供を求める場合があります。

(4) その他

原則、災害の事実が発生した日の属する月の納期に係る保険料から以後1年間に到来する保険料が免除の対象です。なお、原則、申請期限は納付期限前7日です。詳しくは、区保険年金課にご相談ください。

2 徴収猶予

災害により被った損害により、国民健康保険料を一時に納付できないと認められる場合には、申請に基づき、その徴収を猶予することができる場合があります。詳しくは、財政局収納対策部徴収第三課にご相談ください。